

## 中小企業・SDGsビジネス支援事業 2020年度第二回公示分 Q&A

※ 2020年度第二回公示概要説明会（2020年11月10日開催）における「提案型」等に関する質問と回答についても、以下リンク先から併せてご確認ください。  
[https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/announce/ku57pq00002avzcc-att/q\\_and\\_a202\\_1210.pdf](https://www.jica.go.jp/priv_partner/announce/ku57pq00002avzcc-att/q_and_a202_1210.pdf)

※ 一覧表にあるご質問と回答は、下の検索ページでもご確認いただけます。

<https://minkanrenkei.jica.go.jp/area/table/26043/e0uN60/M?S=oftbp2ldkfpd>

### 2020年12月23日掲載分

No.	分類	該当資料2	該当箇所	質問	回答
1	本邦受入活動	募集要項	第1 事業の目的・概要 1. 事業の目的・概要	遠隔実施型で採択後に渡航可能となった場合でも本邦受入活動を（計画変更について、JICA承認の元）実施することは認められないか。	妥当性が認められ、かつ対象国から日本への渡航が十分に可能である場合、本邦受入活動の追加も認められます。
2	本支援事業対象国	募集要項	第1 事業の目的・概要 2. 本支援事業対象国	当法人は透析の専門病院であり、数人のベトナムからの就労者が働いている。当法人でベトナムの人工透析の技術支援を行いたいと考えている。普及・実証・ビジネス化事業は、対象国にベトナムが入っている様だが、1.基礎調査、2.案件化調査、の対象国にもベトナムが入っているか。	「募集要項 第1 事業の目的・概要 2. 本支援事業対象国」に記載のとおり、ベトナムはすべての中小企業・SDGsビジネス支援事業の対象国です。 なお、本事業はいずれも提案法人による対象国での課題解決に貢献し得るビジネスの展開を前提として必要な調査等を行うものである点ご留意願います。
3	ヒアリング	募集要項	第2 選考の流れ 5. 審査、及びヒアリング	ヒアリングは提案企業のみが参加可能か。それとも外部人材（コンサル会社等）も同席可能か。また同席可能の場合、各組織からの参加人数制限はあるか。	ヒアリングの対象は提案法人となり、外部人材の同席は不可となります。
4	参加資格要件（みなし大企業）	募集要項	第3 事業内容・応募について 1. 参加資格要件 (1) 中小企業、中小企業団体	中小企業に当たる企業（ホールディングス）が100%株を持っているが、その企業が大企業の100%出資の場合はみなし大企業になるのか。ただし、ホールディングス内のグループ企業はすべて中小企業に当たる。	親会社が大企業で、子会社が中小企業の場合は、孫会社はみなし大企業に該当します。SDGsビジネス支援型の案件化調査または普及・実証・ビジネス化事業への応募が可能です。
5	複数提案	募集要項	第3 事業内容・応募について 2. 本支援事業の対象外となる応募	当社は提案法人ではなく、共同企業体の構成員としての参画依頼が2社からきている。1社は基礎調査、もう1社は案件化調査（SDGsビジネス支援型）で、それぞれ別の企業で、プランも全く別、対象国も別になる。当社が両方の提案に共同企業体の一員として参加することができるのか。その場合、提案が審査対象になるかを知りたい。	募集要項に記載のとおり、基礎調査（中小企業支援型）においては、提案法人（共同企業体を構成する場合は構成員を含む）が、同時期に募集される本支援事業に、複数提案することは認められません。 そのため、共同企業体の構成員であっても、基礎調査と案件化調査（SDGsビジネス支援型）両方の提案に参画することはできません。
6	応募書類	募集要項	第3 事業内容・応募について 6. 応募書類	提案法人の方針により、提案法人単体での「キャッシュフロー（CF）」の資料は対外的な公表資料として公表していない為、提案法人の連結CFにつき提出することで代用できるか。（単体でのCFの提出は必須か） また、上記CFにつきExcel書式にてデータをPDF化したものを提出で問題ないか。	SDGsビジネス支援型については、企業名が記入された直近3か年の（連結ではなく単体の）貸借対照表と損益計算書とキャッシュフロー計算書を提出ください。 財務諸表はExcel又はPDF形式どちらでもご提出いただけます。
7	応募書類	募集要項	第3 事業内容・応募について 6. 応募書類	提案法人が1社単独で応募する場合、登記事項証明書（写）の提出に関し、「現在事項全部証明書」のかわりに「履歴事項全部証明書」（写）の提出で問題ないとの理解で良いか。「備考欄」記載事項は、「共同企業体」を構成する場合の注意書きの後ろに（ ）がついており、同文章の『補足内容』とも読み取れるため。	提案法人が1社単独で応募する場合も同様に「履歴事項全部証明書」での提出も可能です。
8	応募書類	募集要項	第3 事業内容・応募について 6. 応募書類	提案法人は「くるみんマーク」の認定を受けているが、認定証のコピーが見つからず、発行元に再発行を依頼したが、「不可」との回答。上記認定については、東京都の認定企業一覧ウェブサイトに掲載されているが、そのリストで代替提出は可能か。	「次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定企業一覧」の該当箇所をマークし、認定書紛失及び再発行不可の旨を記入の上、本登録時に提出ください。
9	企画書	別添様式2. 企画書	企画書要約	大洋州の複数の島嶼国を調査対象国として計画している場合、企画書表紙の「対象国」欄には「大洋州島嶼国」と記載することでよいか。 また、企画書要約の「案件名」には、「大洋州島嶼国における△△ 案件化調査」とすることでよいか。	対象国は、原則として1か国を選定して提案ください。事業の関係上、やむを得ず複数国にまたがる場合は、企画書にその理由を明記してください。 企画書の表紙及び要約の「案件名」には、選定した事業対象国を記載ください。
10	企画書	別添様式2. 企画書	企画書要約	「企画書要約 I. 提案事業 5. 調査費概算額」に見積金額内訳書の合計金額を記載とあるが、地域金融機関関連案件で応募する場合、上限金額を超えた金額をそのまま記載すればよいか。あるいは、金融機関職員の人件費・旅費額を内書するなどして、限度内であることを明確にした方がよいか。	地域金融機関関連案件の場合、合計金額は上限金額を超えて記載いただいて結構です。また、企画書表紙の地域金融機関関連案件の「該当」を必ず選択してください。
11	企画書	別添様式2. 企画書 案件化調査 (中小企業支援型)	3. 本JICA事業の実施計画	案件化調査（中小企業支援型）の企画書3-(2)-③現地調査計画（案）について、遠隔実施型の場合、「現地調査」が全て「国内調査」となり、「第何回現地調査」という活動区分も無くなるが、本項目は未記入または削除すべきか。 または遠隔による現地機関・企業との活動に絞った業務スケジュールを書けば良いか。	該当項目については削除せず、現地機関及び企業との活動に絞った業務計画を記載してください。遠隔による調査を実施するに当たり、例えば現地傭人や外部人材を活用してどのように現地の調査を計画しているのか、各現地調査の時期、大まかな目的と調査事項を記載してください。
12	金融機関確認書	別添様式5. 金融機関確認書	-	金融機関確認書は、日付の指定がないとのことだが、2回目以降の応募の際にも、毎回、初回の確認書の提出で良いか。	金融機関確認書は、公示日（2020年12月10日）を起点とし、1年以内の金融機関確認書が有効となりますので、前回公示（2020年6月1日）において提出いただいた確認書でも結構です。
13	金融機関確認書	別添様式5. 金融機関確認書	-	「金融機関確認書」には「3年以上の金融機関との取引関係を有すること」の記載がある。銀行Aとは20年以上の取引があるが借入れをしたことがないため「JICA案件には対応できない、人員不足」などを理由に対応してもらえない。銀行Bとは2年の取引だが対応可能とのこと。備考欄に上記の理由説明を記載したうえで銀行Bから「金融機関確認書」を得て提出することは可能か。	不可となります。設立期間が3年未満の企業を除き、3年以上の取引関係を有する金融機関からの金融機関確認書のみ加算対象となります。
14	金融機関確認書	別添様式5. 金融機関確認書	-	共同企業体の代表法人として応募予定であるが、銀行からの「金融機関確認書」の提出が認められなかった場合、もう一方の代表法人の「金融機関確認書」にて代用してもらうことは可能か。	共同企業体を構成する場合は、構成員の中から代表法人を一社指定いただき、代表法人に関する「金融機関確認書」を提出ください。
15	参加資格要件（みなし大企業）	参考資料 法人区分選択チャート	-	中小企業支援型の参加資格の対象は、「中小企業、中小企業団体」とあり、みなし大企業は対象外とある。以下のような企業グループの場合、当社は参加資格対象となるか。 親会社（持株会社のため事業会社ではない）…資本金9億円 子会社（持株会社のため事業会社ではない）…資本金4億8千4百万円 当社(孫会社)…建設業/資本金50百万円	従業員数が不明のため、ご質問企業の中小企業または中堅企業の判断ができませんが、親会社と子会社は、資本金の額が10億円以下のため、中堅企業に該当します。（中堅企業の定義は資本金の額又は出資金の総額が10億円以下の者）。そのため、孫会社は中堅企業に該当するものとみなされますので、中小企業支援型の案件化調査と普及・実証・ビジネス化事業への応募が可能です。
16	その他（法人基本情報）	専用ウェブサイト	1. 代表提案法人情報の登録 法人基本情報	ウェブ応募画面の「法人基本情報」について、基本情報（従業員数 * 人、資本金 * 千円、年商（売上高））欄には、提案法人「単体」の情報を入力するか。	「1. 代表提案法人情報の登録」については、代表提案法人「単体」の情報を入力ください。「2. 共同企業体・外部人材情報の登録」については、共同企業体の各構成員それぞれの情報を個別に入力ください。



## 中小企業・SDGsビジネス支援事業 2020年度第二回公示分 Q&A

2021年1月12日掲載分

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
17	提案型	募集要項	第1 事業の目的・概要 1. 事業の目的・概要	基礎調査の遠隔実施型の場合、「履行期間中で対象国が渡航可能となった場合、海外渡航を伴う活動への変更・追加も妥当性を確認した上で可能とします。」とあるが、海外渡航を伴う活動が承認された場合、渡航費等の経費は追加で計上できるか。対象国がアフリカの場合、提案上限金額は980万円になるか。	遠隔実施型で対象国が渡航可能となり途中で渡航する場合、渡航に係る契約金額の変更は必要に応じて検討します。その際、遠隔実施型で実施していた活動実績、追加で渡航する場合の計画、及び残りの予算等を含めて総合的に判断することになります。必要に応じて、スキーム上限額を超える金額を認める可能性もあります。
18	本登録	募集要項	第2 選考の流れ 4. 本登録、応募書類の提出	2021/1/20(水)正午の締切り以前に本登録の入力を完了させた場合、締切前であれば入力内容の修正や書類の差し替えは可能か。	本登録が完了した後も締切前であれば修正や差し替えは可能です。ただし、その際も再度「本登録の完了」まで行ってください。
19	外国会社	募集要項	第3 事業内容・応募について 1. 参加資格要件	当方は日本人2名を創業者とする企業グループであり、持ち株会社がシンガポールにある。その為、所属する法人が最終的な所有者は日本人だが、会社法上の外国会社となっている。この場合、支援事業の対象外となるか。	会社法上の外国会社に該当する場合、本事業の対象外となります。
20	参加資格要件	募集要項	第3 事業内容・応募について 2. 本支援事業の対象外となる応募	提案法人が同時期に募集される支援事業について本登録は1件のみ、とのことだが、基礎調査や案件化調査などの事業区分が異なれば複数提案は可能か。	募集要項「第3 2.本支援事業の対象外となる応募」に記載のとおり、中小企業支援型は、提案法人（共同企業体を構成する場合は構成員を含む）が、同時期に募集される本支援事業に、事業区分に関わらず複数提案することは認められません。他方、SDGsビジネス支援型は、提案法人（共同企業体を構成する場合は構成員を含む）が、同時期に募集される本支援事業に、同一国かつ同様の内容を重複して提案することは認められません。
21	外部人材	募集要項	第3 事業内容・応募について 2. 本支援事業の対象外となる応募 (2) 本支援事業の複数・重複応募	中小企業支援型の場合、提案法人（共同企業体を構成する場合は構成員を含む）が、同時期に募集される本支援事業に複数提案することは認められないと募集要項に記載されているが、外部人材としてであれば、内容の異なる複数の案件に対し参画することは可能か。	ご理解の通り、外部人材として複数の案件への参画は可能です。ただし、提案法人と外部人材を入れ替えた提案であることが確認された場合は、重複応募とみなし、いずれの提案も無効とします。
22	外部人材	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	2. 基本的な考え方と留意事項	本拠地が日本であるNGO(NPO)法人の「専任の技術者」であり、対象国に在住する者は外部人材として参画が可能か。または現地再委託（あるいは現地備人）としなくてはならないか。	該当のNGOが本邦登記法人である場合は、その「専任の技術者」は外部人材として認められます。
23	外部人材	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	2. 基本的な考え方と留意事項	受注業務対象国居住者の外部人材適格要件についての質問。本邦登記法人との雇用関係はないが、対象国登記の関連会社の所属となっている専任の技術者は、外部人材として認められるという理解でよいか。	本邦登記法人の関連会社の専任の技術者である場合は、外部人材として認められます。
24	外部人材	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	2. 基本的な考え方と留意事項	本邦登記法人及びその子会社・関連会社等の専任の技術者である場合は、外部人材として認められることから、本邦登記法人の事業対象国の子会社に所属する、当該国籍を有する技術者であっても、外部人材で活用可能と理解して良いか。	ご理解のとおりです。
25	外部人材	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	2. 基本的な考え方と留意事項 (6) 自社又は関連会社等から調達を行う場合の利益控除及び外部人材適格要件	「経理処理（積算）ガイドライン」のP.5とP.12によると、外部人材の件数が認められるのは、受注業務対象国居住者でないこと、もしくは受注業務対象国居住者であっても本邦登記法人及びその親会社、子会社、関連会社等の専任の技術者であることとある。対象国居住者であっても、日本に登記されている企業の子会社の技術者は、外部人材として認められるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。本邦登記法人の海外子会社の専任の技術者は、外部人材として認められます。専任の技術者の定義については、「経理処理（積算）ガイドライン」4.(3) 1)-4 a)(※1) を参照ください。
26	外部人材	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	4. 費目の定義と留意事項	提案法人の顧問である別の企業の代表者を、外部人材として活用することを予定している。提案法人から報酬を支払っているが、「経営に関与しない業務委託契約」による活動であるため、本事業において当該代表者を外部人材として活用できると判断して良いか。	「民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン」に記載のとおり、提案法人の役員等（社外取締役、相談役等を含む。）は、外部人材としては認められません。よって、提案法人から報酬を支払っている顧問の外部人材としての活用はできません。
27	外部人材	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	4. 費目の定義と留意事項	外部人材として提案する個人が出資者である現地企業の技術者を外部人材として活用する予定。外部人材が代表を務める会社と現地企業に資本関係がないため当該要員を外部人材として活用できると判断して良いか。なお、当該技術者はビジネスマッチング、業務調整、現地生産性検討・検証などを担う予定である。また当該技術者が所属する会社が役務を遂行するにあたり現地スタッフ(現地外国人)に活動を依頼しても問題ないか。	受注業務対象国居住者は、本邦登記法人およびその親会社、子会社、関連会社等の専任の技術者でない場合は、外部人材として認められません。現地備人あるいは個人事業主として現地再委託先となることは可能です。
28	補強人員	募集要項	第3 事業内容・応募について 3. 実施体制及び業務従事者に係る諸条件	対象国（パキスタン）には現地販売代理店はあるが支社がなく、同国の販売を統括している第三国（シンガポール）の支社からの人員（日本人、およびシンガポール人）を補強人員として考えているが、可能か。（遠隔実施型を想定。）	第三国の支社の人員を補強人員とすることは可能です。ただし、第三国と対象国の間の渡航を伴う活動は認められない点ご注意ください。
29	実施体制	募集要項	第3 事業内容・応募について 3. 実施体制及び業務従事者に係る諸条件	本邦企業が製造した提案製品を対象国で販売する日系商社が、「提案法人（単独）」ないし「共同企業体の構成員」となれるか。可能な場合、後者の業務主任者となれるか。	参加資格要件を満たす場合において、商社が提案法人になること、または共同企業体の構成員となることは可能です。ただし、ビジネスモデルにおける商社の役割やノウハウの独自性など、商社が提案法人となってやるべき理由などを企画書に明記ください。また、共同企業体の場合は、商社が代表法人である場合は、業務主任者となることも可能です。
30	現地再委託	募集要項	第3 事業内容・応募について 4. 事業期間、事業経費	案件化調査（中小企業支援型）の遠隔実施型を検討中。現地再委託により多くの活動を完了させる計画であるため、現地再委託費の全体費用に占める割合が大変多くなる見通しである。現地再委託における費用の上限はあるか。目安として、全体の何パーセント以内が望ましいか。	現地再委託における費用の上限や全体の何割以内が望ましい等の目安はありませんが、調査の目的や計画に照らして必要な諸活動に係る費用が適切に計上されていることが望まれます。



## 中小企業・SDGsビジネス支援事業 2020年度第二回公示分 Q&A

### 2021年1月12日掲載分（続き）

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
31	現地再委託	募集要項	第4 経費見積・支払 3. 現地再委託	現地再委託先との契約者に外部人材の所属する組織が加わること（再委託先、受注者、外部人材の所属する組織の3者契約）は可能か。 また、現地再委託先への支払い通貨に制限はないか。（日本円、現地通貨、米ドルのいずれかを想定している。）	現地再委託契約において、外部人材は発注者にも受注者にもなれませんので、3社契約は不可となります。現地再委託先との契約は提案法人が行い、契約署名者は提案法人の業務主任者名としてください。 支払い通貨にJICAとして制限を課することはありませんが、契約は円建てで行ないますので、契約金額内訳も円建てでの記載となります。そのため、現地で現地通貨により支出を予定する経費の積算や、実際に現地で支払った経費を精算する際には、JICAウェブサイト上に公開している外貨換算レート表にて現地通貨を円建てに換算する必要があります。 また、支払いに当たっては、支払いの事実確認を容易なものとするため、現金による支払いではなく、可能な限り銀行振込としてください。詳細は「経理処理（積算）ガイドライン」及び「民間連携事業（業務委託契約）契約管理ガイドライン 別添3 現地再委託ガイドライン」を参照ください。
32	その他（協議議事録）	募集要項	第5 採択後の流れ及び実施中の留意事項 3. 事業対象国公的機関との協議議事録の取り交わり	普及・実証・ビジネス化事業（SDGsビジネス支援型）で対象国はインドネシアの予定。募集要項第5 3.に「一方、JICAとの業務委託契約において資機材を購入せず、かつ上記のような合意が不要と提案法人が判断し、JICAが了承する場合には、協議議事録の取り交わりを不要とするケースがあります。」とあるが、上記の場合、インドネシアにおいても、協議議事録の取り交わりは不要か。	資機材の譲与以外に、相手国実施機関等に本事業にかかる便宜供与や責任分担を求めない場合や、本事業を相手国と共同事業と位置付けるために事業概要等について事前に合意する事項がない場合に限り、左記の条件が認められれば、協議議事録の取り交わりは不要となるケースがあります。
33	企画書	別添様式2. 企画書	応募動機	企画書の1ページ目に応募動機分野のチェックについて複数分野をチェックすることは可能か。	ご提案内容と合致するのであれば複数の分野へのチェックも可能です。
34	企画書	別添様式2. 企画書	3. 本JICA事業の実施計画	案件化調査（中小企業支援型）の遠隔実施の応募を検討している。企画書内に記載の現地調査計画（記載例）のインストラクション及び表に関しては、遠隔実施型用に何か別の記載例はあるか。現地スタッフが1年間を通して調査を実施する予定のため、第1回・第2回と分けることが難しいと思われる。	遠隔実施型用の記載例はありませんが、遠隔による調査を実施するに当たり、例えば現地備人外や外部人材を活用してどのような現地の調査を計画しているのか、各現地調査の時期、大まかな目的と調査事項を記載してください。No.36も参照ください。
35	企画書	別添様式2. 企画書	別添3 経歴書 3. 本JICA事業の実施計画 (2) 調査目的・方針及び調査内容 ② 調査内容（調査項目及び調査方法）	案件化調査（中小企業支援型）の遠隔実施型で応募を検討中。そのため重要な活動を「現地再委託」して実施する必要がある。現地再委託は、本調査の重要な部分を担うため、実施能力の証明のために、主要担当者の名前、所属、経験等を記載する必要があると考える。「別添3経歴書」にて主要再委託先担当者の経歴等を記述することは可能か。また、「3. 本JICA事業の実施計画（3）調査実施体制」において、外部人材に加えて現地再委託先の役割について説明してもよいか。もしくは、「3.（2）②調査内容」の表の通り、現地再委託費に関しては簡易な情報の提示で問題ないか。あるいは、別途詳細な記載を設けるべきか。	「別添3経歴書」には業務主任者と主な外部人材の経歴書を記載、「3.（3）調査実施体制」は提案法人と外部人材の役割を記載ください。 現地再委託先の役割等については、「3.（2）②調査内容、または③現地調査計画」に詳細を記載ください。 また、現地再委託先の選定は、「民間連携事業（業務委託契約）契約管理ガイドライン」別添の「現地再委託ガイドライン」をご参照ください。
36	企画書	別添様式2. 企画書	3. 本JICA事業の実施計画 (2) 調査目的・方針及び調査内容 ③現地調査計画（案）	現在、案件化調査（中小企業支援型）の遠隔実施型を検討中である。ひな形では、第1回現地調査、第2回現地調査など記載、順序立てて進めることになっているが、複数の現地再委託をすることで、複数のことを同時期に実施できると考えれば、多くの活動を同時並行する計画で問題ないか。また、その結果、事業実施期間が大幅に短縮（例えば、6か月）しても問題ないか。	遠隔実施型で現地再委託の活用により、複数の活動を同時期に並行する計画及び事業実施期間が大幅に短縮した計画（6か月程度）を提出いただいても問題ありません。遠隔による調査を実施するに当たり、現地再委託を活用してどのような現地の調査を計画しているのか、各現地調査の時期、大まかな目的と調査事項を記載してください。No.34も参照ください。
37	企画書	別添様式2. 企画書	3. 本JICA事業の実施計画 (2) 調査目的・方針及び調査内容 ④提案製品の紹介や試用の具体的内容与方法	「製品の別送の必要の有無：あり・なし」は調査団員渡航の際に製品を別送するという意味か。その場合、遠隔実施型のケースではどのように記載すれば良いか。（現地代理店を受取先として、試用機材の輸送を検討中。）	調査において提案製品を日本から調査地に輸送して紹介や試用を行う場合に記載してください。遠隔実施型の場合、「製品の別送の必要の有無」は「有り」を選択し、「紹介や試用の内容及び方法」に、遠隔での実施計画を記載ください。
38	企画書	別添様式2. 企画書	3. 本JICA事業の実施計画 (4) 過去の応募時から改善点・変更点	過去に不採択となった応募と対象国が異なり、事業の種類・区分も異なる（過去の応募では普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）、今回は案件化調査（中小企業支援型））が、提案する製品は同じ場合、同様の提案ということになり、記載する必要があるか。	対象国が異なる場合であっても、同一製品とのことですので、なぜ対象国を変更したのか、前回応募からの変更点（例えば、ビジネスモデル・アプローチの違い等）について記載ください。
39	金融機関確認書	別添様式5. 金融機関確認書	-	金融機関確認書は直筆で書くのか。押印が必要か。	金融機関確認書は、2ページ目の留意事項に記載のとおり、Wordファイルで作成の上PDF保存したもので、手書きの資料をPDF化したものでも提出可能です。捺印は不要（省略可能）です。金融機関に記入・作成いただき、提案法人が提出ください。
40	経費関係	別添様式2. 企画書	3. 本JICA事業の実施計画	案件化調査（中小企業支援型）で、民間企業や民間学校、民間企業団体が提案製品の試用を行うことは認められるか。また、認められる場合、輸送費等の積算は可能か。	案件化調査（中小企業支援型）において、自社が用意した提案製品を民間企業等が試用することは基本的に可能です。 ただし、当該製品の試用に際して対象者や環境等に与える負の影響が想定される場合には、実施を認めない、または必要な条件を設けることがあります。 また、実施が認められた試用に必要な資機材を日本に持ち帰る場合のみ、輸送費等（往復分）および関税等の計上が可能です。
41	経費関連	別添様式3. 見積金額内訳書	-	調査地（東南アジア）との航空機費用を見積もろうと旅行代理店に問い合わせたが、現在は飛んでおらず、提示は正規価格のみとなり、弊社の基礎調査時の水準と比べても異常な価格になっている。現時点での異常な価格で見積を作成すべきか、それともコロナ感染収束を見越した価格で設定すべきかご教示ください。	現在提示されている正規価格を航空賃単価として見積もりを作成ください。 この際、契約交渉において、正規価格のみであって割引価格での設定が不可能な事情を確認します。 なお、当該正規価格が通常価格に比し異常な高額であったとしても、それを理由として事業経費見積金額が上限金額を超過することは、認められません。
42	経費関連	別添様式3. 見積金額内訳書	-	コロナ禍で現時点で目的地までのフライトが無い。①コロナ禍前の航空賃、②現時点での最寄り空港までの航空賃（目的地までは陸路移動）、③見込み航空賃（概算）、のどれを採用すべきか。又、採択後、フライト状況が変化して航空賃に影響を与え、想定した見積金額を超えることが予想されるが、契約時に経費上限額を超えない範囲内で予算追加可能か。	現在提示されている②現時点での最寄り空港までの航空賃（目的地までは陸路移動）または③見込み航空賃（概算）で見積もりを作成ください。③の場合は、見込み航空賃金額根拠を、（旅行会社発行見積書とは異なることが想定されますが）、契約交渉で確認します。 採択後にコロナ禍の影響により航空賃が想定した見積金額を超える場合、妥当性が認められれば、当該増額について検討可能です。
43	経費関係	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	4. 費目の定義と留意事項 表1 スキーム別 計上可能費目一覧表	基礎調査の遠隔実施型への応募を予定しているが、オンラインで現地関係者にインタビューすることが想定されるが、現地関係者が必要な環境を確保できない可能性がある。その場合、インターネット接続可能な会議室などを用意する必要があり、その費用を現地活動費の「セミナー・広報費」内の「会場費」として計上可能か。（基礎調査の場合、「セミナー・広報費」は計上不可とあるが、遠隔実施では十分に想定される経費のため、検討してほしい。）	基礎調査は、現地活動費のセミナー・広報費の計上はできません。外部人材によるインタビュー調査であれば外部人材に係る人件費、自社人材によるインタビュー調査であれば管理費にて対応いただくこととなります。
44	経費関係	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	4. 費目の定義と留意事項 表1 スキーム別 計上可能費目一覧表	遠隔実施型でアフリカ仏語圏での基礎調査を検討している。オンラインで現地関係者にインタビューする可能性が高く、通訳の質の確保のため、日本での通訳手配（日/英/仏）を検討している。現地備人費は「現地で備上する人員にかかる人件費」である事は理解しているが、遠隔で調査を行う上で必要な経費であるため、日本で雇う通訳の費用についても現地備人費として計上できないか。（又は適切な費目があれば知りたい）	遠隔実施型で現地関係者のインタビューに必要な通訳の費用は、現地備人費として計上可能です。 ただし、現地備上では「質の確保」ができないとする判断の妥当性は、契約交渉で確認します。



## 中小企業・SDGsビジネス支援事業 2020年度第二回公示分 Q&A

### 2021年1月12日掲載分（続き）

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
45	経費関係	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	4. 費目の定義と留意事項 表1 スキーム別 計上可能費目一覧表	案件化調査（中小企業支援型）で、提案製品の試用品輸出経路が第三国から対象国になる可能性がある。この場合も、輸送費等の積算は可能か。	可能です。ただし、案件化調査（中小企業支援型）においては、機材を発送地に持ち帰ることを前提に往復の輸送費等を計上が可能です。
46	経費関係	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	4. 費目の定義と留意事項 表1 スキーム別 計上可能費目一覧表	①事業を行う土地を購入する費用は含んで良いか。 ②資源の再資源化のための設備が、設置され試験運転されただけのものでも設備は中古という見方になるのか。	①土地の購入費用は計上不可です。計上可能な費目は「経理処理（積算）ガイドライン」を参照ください。 ②本事業以外の目的で設置及び試験運転された場合は、中古となります。原則として中古製品の購入は認められません。また、案件化調査（SDGsビジネス支援型）で機材製造・購入費等は計上不可です。
47	経費関係	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	4. 費目の定義と留意事項 表1 スキーム別 計上可能費目一覧表	普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）の遠隔実施型で応募予定である。計測器、通信装置などを購入し、現地で利用するために、購入後に組み立て、調整、通信結合テストなどが必要。国内でそれを実施することになるが、そのための国内での諸経費、電工費、通信費などは計上可能か。	組み立て、調整、通信結合テスト等を経て提案機材として完成するのであれば、これら作業にかかる経費は、その完成機材に係る製造原価として計上可能です。ただし、詳細は契約交渉にて確認させていただきます。
48	経費関係	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	4. 費目の定義と留意事項 表1 スキーム別 計上可能費目一覧表	案件化調査（中小企業支援型）に応募予定であるが、提案事業で活用する移動式テント、レトルト業務用食品真空包装機を日本、第三国、現地調達を含め購入し送付する予定であるが問題ないか。 また、「当該機材を譲与するものとしますが、譲与先は原則として相手国政府関係機関となります。」について市役所、県庁であれば問題ないとの理解だが経済団体の農協/日系農協は経済団体、日本人会は該当するか。	案件化調査（中小企業支援型）では、機材は相手国への譲与ではなく、本邦へ持ち帰ることを前提とし、資機材の輸送費のみ計上が可能です。機材購入費は計上できません。
49	経費関係	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	4. 費目の定義と留意事項	遠隔実施型の場合は旅費や本邦受入活動費が不要であり、結果、現地活動費を主とする直接経費総額が外部人材経費より低くなる場合も想定され得る。これは認められるか。	認められます。調査の目的や計画に照らして必要な諸活動に係る費用が適切に計上されていることが望まれます。
50	経費関係	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	4. 費目の定義と留意事項	案件化調査（中小企業支援型）の遠隔実施型において、遠隔での説明に必要な各種資料・映像の作成費、または本邦での通訳・翻訳費（遠隔会議でのコミュニケーション）について計上可能か。計上可能な場合は、製品自体（ソフトウェアを想定）の現地語化費用も計上可能か。	遠隔実施型において、遠隔での説明に必要な各種資料・映像の作成費、または本邦での通訳・翻訳費は、「セミナー・広報費」として計上可能です。ただし、当該案件化調査以外の、例えば案件化調査後の広報にも利用可能な資料・映像等の作成や翻訳の経費は想定されませんので、留意ください。 製品の現地語化カスタマイズ費用については「機材費」となりますので、案件化調査においては計上できません。
51	経費関係	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	4. 費目の定義と留意事項	案件化調査（中小企業支援型）の遠隔実施型の場合、現地側の通信環境を確実にするためのハード機器（タブレットPC、プロジェクター、スクリーン等）は計上可能か。可能な場合の費目（細目）、上限額等の細かな規定はどのガイドラインに準じるか。	案件化調査（中小企業支援型）においては遠隔実施型を含め、通信環境を確実にするためのハード機器（タブレットPC、プロジェクター、スクリーン等）調達費用の計上はできません。
52	経費関係	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	4. 費目の定義と留意事項	案件化調査（中小企業支援型）は「機材製造・購入費等」は計上できない旨記されているが、機材を現地でリースする場合は現地活動費に含められるか。その場合、どの費目に当たるか。	案件化調査（中小企業支援型）においては、機材を現地でリースする場合の費用は現地活動費に含めることを始め、計上することは認められません。
53	経費関係	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	4. 費目の定義と留意事項	案件化調査（中小企業支援型）で調査団員が日本国内で視察（調査）に行くことを計画しているが、その際の日本国内の旅費（日当・宿泊費）は計上できるか。	遠隔実施型において、日本国内で視察（調査）の必要性及び妥当性が認められる場合は、日本国内の旅費（日当・宿泊費）の計上が可能です。本来提案法人の有する製品・技術・ノウハウの活用が原則となりますので視察の必要性及び妥当性については契約交渉において詳細に確認します。
54	経費関係	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	4. 費目の定義と留意事項	普及・実証・ビジネス化事業（SDGsビジネス支援型）で、提案製品を普及するために学習教材を作成予定だが、その作成費（学習教材作成のための現地備人費、パソコン・カメラ・動画編集ソフト代金など）は、計上できるか。	学習教材を新規に製作するのではなく、現地に併せてカスタマイズする費用は「機材製造・購入費等」として計上可能です。ただし、それらにかかる費用（現地備人費、パソコン・カメラ・動画編集ソフト代金）については、必要性及び妥当性を契約交渉にて確認させていただきます。
55	経費関係	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	4. 費目の定義と留意事項	普及・実証・ビジネス化事業（SDGsビジネス支援型）に応募予定である。GPSを搭載した農業機械を調達し、機械の運用管理のIoT化を前提にしたビジネスモデルにおいてGPSを使用するためにはSIMカードを用いて対象国の電波を使用する必要がある。対象国における通信認証に係る費用は経費対象となるか。対象となる場合、どの費目で計上するべきか。	対象国における実証に必要な期間および数量のみの通信認証に係る費用は、「機材製造・購入費等」にて計上可能です。あるいは現地再委託としてGPSを使用した調査を委託することも可能です。
56	経費関係	別添資料3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン	4. 費目の定義と留意事項	提案予定の製品（コンクリート製品）は現地で製造する予定であり、技術流出防止の観点から、提案法人が技術協力協定を締結した現地企業にて製造する予定である。この場合「機材製造・購入費における利益控除」に記載されている「b)製造原価要素の積上に基づき製造原価を算定する方式」を適用して算定した機材製造費（利益控除額）が精算可能との理解でよいか。	ご理解のとおりです。詳細は別途契約交渉にて確認します。